

商工業制度資金利子補給事業のお知らせ

市では商工業者等の経営の近代化及び本市商工業の振興を図るため、商工業者等が設備投資等で融資を受けた制度資金（運転資金及び無利子資金を除く。）に対して利子補給を行っています。

対象者

利子補給を受けることのできる商工業者等は、市税の滞納がないものであって、以下に掲げるものとする。ただし、他の制度により同様の利子補給を受けることができるものを除く。

- ① 市内に住所を有する個人であって、市内に事業場を有するもの又は新たに設置する者
- ② 市内において事業場を有する会社であって、融資を受けた日において、対象事業を引き続き1年以上経営している者

利子補給

市内に設置する同一設備改善計画について融資を受けた制度資金につき、2000万円を限度とする。ただし、同一年度内に2件以上の融資を受けた場合は、その合計額につき2000万円を限度とする。

▼利子補給期間

融資を受け始めてから24か月間

※2023年度の利子補給は、2023年1月～12月に支払った利子となります。

▼利子補給率

制度資金の融資利率の4分の3または年1.5%のいずれか低い方の率

申請書類等

商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申請方法

融資決定（融資実行日）後1か月以内に、下記の書類を商工観光課へ提出してください。

期限までに書類を揃えられない事情のある場合は、融資決定後1か月以内に商工観光課に相談してください。申請者本人による申請となっておりますが、委任状の提出により代理人による申請も可能といたします。

▼提出書類

- ①【交付申請書】
- ②【承諾書】
- ③【金融機関が作成した償還予定表（写）】
- ④【見積書など、設備改善計画の設備額がわかる書類（写）】
- ⑤【領収書など、金銭授受がわかる書類（写）】
- ⑥【設備の写真・車輛の場合は車検証の（写）】
- ⑦【制度資金名が分かる書類の（写）】

【交付請求書】については、交付決定通知後提出していただきます。

利子補給期間が複数年にわたるため、年度ごとの申請が必要です（こちらから通知します。）

問い合わせ